

＜久保川イーハトーブ自然再生全体構想の概要＞

1 自然再生の対象となる地域

右下図に示す赤線の範囲、概ね久保川流域の羽根橋から上流の立石地域までとする。

なお、宗教法人知勝院の所有地約25万平方メートル、岩手県と一関市が管理する久保川（支流栃倉川も含む）以外の地域については、所有者の利用を妨げない範囲での事業実施とする。



2 自然再生の目標

当該地域の望ましい里地里山の姿を「久保川イーハトーブ」と名づけ、そこに残された生物多様性やそれを支える人の営みを適切に評価するとともに、生物多様性を脅かしている要因については、保全生態学を基礎とした科学的なモニタリングと検討にもとづき、ていねいに取り除くことで、積極的に生物多様性を再生し、恵み豊かな里地里山の自然を次世代に引き継ぐことを全体の目標にする。



3 重点項目

- ① 生物多様性に満ちた水田・溜池を含む水辺と里地里山の自然環境を保全する。
- ② 劣化しつつある地域に、かつて存在した在来種から構成される生態系を再生させ、自然環境学習の場として役立たせる。
- ③ 里地里山の自然と人との関わりの維持・回復など、自然と共生する社会の重要性を内外に発信していく。
- ④ このようにして再生された自然を活かした「里歩き」や保全再生作業体験・自然環境学習をテーマとしたエコツアーなどによって首都圏と当該地域の交流を活発化する。

4 久保川イーハトーブ自然再生協議会構成員

行政機関・NPO等の団体10、個人18名

合計28名